

【基本指数】

令和4年度 那覇市保育所入園選考基準表

| 事由 | 類型 | 細目 | 基本 | 父 | 母 | 備考 | |
|------|---------|--|---|-------------------|---------------------|---|---|
| 1 | 就労 | 月160時間以上 | 30 | | | ・こどもみらい課指定様式（就労証明書）にて確認。 ・事由7にも該当する場合はそれぞれの時間を合算した時間で点数を計上し、拘束時間の長い方を要件事由とする。（事由1と事由7の点数の合計ではない） ・市外（県外・海外）で就労の場合も、市内と同様に点数を付す。 ・-500点の場合は、調整指数を適用しない。 | |
| | | 月140時間以上160時間未満 | 26 | | | | |
| | | 月120時間以上140時間未満 | 22 | | | | |
| | | 月90時間以上120時間未満 | 19 | | | | |
| | | 月64時間以上90時間未満 | 15 | | | | |
| | | 自営業者で学証資料の提出が確認できない場合（内職等含む） | 15 | | | | |
| | | 採用予定 | 15 | | | | |
| | | 希望する園に入所できない場合は、育休延長も許容できる | -500 | | | | |
| 2 | 妊娠・産後期間 | 妊娠中～産後4か月目の属する月の末日までの間にある | 多胎妊娠 | 23 | | | |
| | | | 上記以外 | 18 | | | |
| 3 | 病気・障害等 | 診断書 | 日常生活 | 著しい制限あり | 保育ができない状態である | 30 | ・診断書・こどもみらい課指定様式（診断書/保護者用）において、「日常生活」の点数。 ・手帳・所持している障害者手帳等による。 |
| | | | | 一部制限あり | 週4～5日の育児の軽減が必要である | 23 | |
| | | | | | 週2～3日の育児の軽減が必要である | 5 | |
| | | | 特に制限なし | 保育ができない状態である | 23 | | |
| | | | | 週4～5日の育児の軽減が必要である | 15 | | |
| | | | | 週2～3日の育児の軽減が必要である | 3 | | |
| | | 手帳 | 身体障害者手帳1・2級 / 精神障害者保健福祉手帳1級 / 療育手帳A1 / 障害年金1級 | 30 | | | |
| | | | 身体障害者手帳3級 / 精神障害者保健福祉手帳2級 / 療育手帳A2 / 障害年金2級 | 23 | | | |
| | | | 身体障害者手帳4級 / 精神障害者保健福祉手帳3級 / 療育手帳B1 | 15 | | | |
| | | | 身体障害者手帳5級 / 療育手帳B2 | 12 | | | |
| | | 身体障害者手帳6級以下 | 9 | | | | |
| 4 | 在宅介護・看護 | 入院看護 | 入院期間中、家族による常時の介護を要する | 30 | | ・同居する親族の看護・介護を行う場合 こどもみらい課指定様式（看護・介護証明書）又は介護保険証により確認。 ・下記の場合は申込要件に該当しません。 入院期間中、家族による常時の介護を要しない。 基本的に日常生活は営める（介護不要）。 精神的な疾患はあるが治療により落ち着いており基本的に日常生活は営める（看護不要）。 ・要支援は適用外。 ・付添いの必要量（1日あたりの時間・月あたりの日数）についての病院や学校による証明が必要（様式自由）。送迎のみでは対象とならない。 | |
| | | 身体 | 生活全般において、全面的な介助が必要 | 30 | | | |
| | | | 入浴・排泄・衣類の着脱など日常行為の多くに全面的な介助が必要 | 30 | | | |
| | | | 起き上がり、寝返りが自分ではできず、排泄・入浴・衣類の着脱などに介助が必要 | 30 | | | |
| | | | 起き上がり、寝返りが自分では難しく、排泄・入浴・衣類の着脱の一部又は全部の介助が必要 | 23 | | | |
| | | | 立ち上がりや歩行が安定しない。排泄、入浴などに一部介助が必要 | 15 | | | |
| | | | 基本的に日常生活は営めるが、入浴等一部介助が必要 | 9 | | | |
| | | 精神 | 精神的な疾患により情動がきわめて不安定なため常時の看護が必要 | 30 | | | |
| | | | 精神的な疾患により情動が不安定なため一部の看護が必要 | 15 | | | |
| | | | 要介護4,5 | 30 | | | |
| 要介護3 | 23 | | | | | | |
| | | 要介護2 | 15 | | | | |
| | | 要介護1 | 9 | | | | |
| | | 付き添い | 通院や通学に必要な付き添い時間が月64時間以上であることを常態とする | 15 | | | |
| 5 | 復旧活動 | 1か月を超える期間、震災、風水害、火災その他災害の復旧に当たる場合 | ※ | | ※ 罹災したことが分かる資料で判断する | | |
| 6 | 求職中 | ハローワークによる求職活動を行っている場合 | 9 | | | | |
| 7 | 就学訓練 | 学校教育法で定める学校、専修学校その他の各種学校およびこれらに準ずる教育施設に在学しているまたは公共職業能力開発施設で職業訓練等を受けている | 月160時間以上 | 26 | | ・在学証明と、時間割などの資料が必要。 ・就労に繋がらないいわゆる「お稽古事」は不可。 | |
| | | | 月140時間以上160時間未満 | 22 | | | |
| | | | 月120時間以上140時間未満 | 18 | | | |
| | | | 月90時間以上120時間未満 | 15 | | | |
| | | | 90時間未満 | 12 | | | |
| | | 就学予定 | 12 | | | | |
| | | 上記学校で、通信制の場合 | 9 | | | | |
| 8 | 虐待 | 児童虐待を回避する上で保育が必要との通知がある場合 | ※ | | ・優先利用事項。対応可能な園で調整。 | | |
| | DV | DV被害のため保育が困難である場合 | ※ | | | | |
| 9 | 育休 | 育休対象児以外の児童の申込み | 15 | | | | |
| 10 | みなし育休 | みなし育休対象児以外の児童の申込み | 7 | | | | |

【調整指数】

| 加減 | 該当事由 | 内容 | 調整 | 父 | 母 | 備考 | | |
|----|-------|-------------|-------------------------------|------|---------------------------|---|--|---|
| 加 | 1 | 転所の場合には適用不可 | 直近3か月の就労実績が雇用契約上の就労時間以上である | 1×月数 | | ・雇用契約上の就労時間以上の月に1点加算。 最大で父：3点、母：3点、計：6点まで加算可能。 | | |
| | | | 申込児童が入所で次第、育児休業から復帰する | 9 | | ・父母とも育児取得している場合は、どちらか一方のみ適用。 ・復帰予定の可否は就労証明書で確認する。 | | |
| | | | 認可保育所・こども園で就労中、または採用予定 | 50 | | ・就労証明書に加え、保育士証または免許状で確認する。 子育て支援員は、支援員研修修了証書で確認する。 | | |
| | | | 認可外保育施設等に入所している | 20 | | ※ 特例により保育士とみなす幼・小・養護教諭、看護師、保健師を含む。 | | |
| | | | 18歳以下の出産（平成15年4月2日以降に生まれた人） | 11 | | ・在園証明書で確認する。【②育児休業からの復帰】と重複不可。 ・保護者両方が申し込み時点で就労中、病気療養中、就学中のいずれかに該当 | | |
| | | | 18歳以下の出産（平成15年4月2日以降に生まれた人） | 15 | | | | |
| | | | きょうだいが多胎児（双子以上）の場合 | 6 | | ・申込みの多胎児それぞれに6点を加算する。 | | |
| | | | 月64時間以上就労し、かつ、障害者手帳を所持している | 9 | | ・手帳による基本指数の方が高く、事由3が要件となる場合にも適用する。 | | |
| | | | 生活保護受給中である | 5 | | ・受給証明（世帯全員の記載があるもの）で確認する。 | | |
| | | | ひとり親世帯 | 50 | | | | |
| 加 | 1・3・7 | 転所の場合も適用 | ひとり親世帯とみなす場合（離婚調停中、拘留等） | 35 | | ・離婚調停が不調に終わっている場合も別居継続中と確認できれば適用する。 | | |
| | | | 保護者の一方が、児童を保育できない場所（県外・離島）に居住 | 5 | | ・別住者の住民票で確認。 | | |
| | | | 地域型保育園の卒園児が引き続き、保育施設入所を希望する | 100 | | ・優先利用事項。連携施設の希望はさらに300点を加算する。 | | |
| | | | きょうだいがすでに在園している園へ申し込む | 7 | | ・入所月の前月までにきょうだいが在園しており、その園を第1希望としている場合に当該園のみ適用。 | | |
| | | | きょうだいが発達支援保育を受けている場合 | +5 | | | | |
| | | | 父母不在のため、祖父母等が保育している | 70 | | ・父母不在の確認ができるものが必要。祖父母等の要件不要。 | | |
| | | | 発達支援児保育対象児童である | ※ | | ・優先利用事項。対応可能な園で調整。 | | |
| | | | 社会的養護が必要な児童（里親家庭など） | 300 | | ・優先利用事項。 | | |
| | | | 減 | | 過年度に保育料の未納があり、分納計画を立てていない | -1×金額 | | ・令和4年3月までの未納額、10,000円につき-1点(1万円単位で端数切上)。 例：12,100円未納がある場合-2点。分納計画通り履行していない場合も適用。 |

選考点数

| | | | | | | | | | | | | | |
|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|----|---|-------|-------|---|-----|
| (父)基本 | 点 | (父)調整 | 点 | (母)基本 | 点 | (母)調整 | 点 | 合計 | 点 | 点数の変更 | 月選考から | 点 | 理由： |
|-------|---|-------|---|-------|---|-------|---|----|---|-------|-------|---|-----|

【入園選考方法】

- ・基本指数と調整指数の合計（選考点）により判定される「保育の必要性」が高い順に入園内定とします。
- ・基本指数は、複数の事由に該当する場合、点数が高くなる方を採用します。
- ・児童虐待回避、DV被害による保育困難、発達支援児等に該当する場合は、保育施設に空きがある限りにおいて優先的に入所できるよう配慮します。

【同点のときの優先度判定基準】

- ・選考点が同点の場合は、同点の方を下表1～5の順で比較して優先順位を決定します。
- ・同点時の優先順位を決定するもので、選考点は変更されません。

| 該当事項による優先順 | | 備考 |
|------------|------------------------------------|--------------------------|
| 1 | 申込時点で那覇市在住の世帯 | |
| 2 | 施設の希望順位が高い | |
| 3 | 中学生以下の子どもの数が多い | |
| 4 | 過年度にも申込みをしている（年度ごとの回数） | 0歳クラスには適用せず、1～5歳クラスにのみ適用 |
| 5 | 前年度の市民税所得割額が低い | 住民税情報が確認できない場合は、選考上優先しない |
| ※ | 天久みらいこども園または大道みらいこども園を希望する校区内児童である | 第1希望として希望している場合のみ適用 |

【天久みらいこども園または大道みらいこども園の3歳クラスへの進級について】

- ・天久みらいこども園と大道みらいこども園の3歳クラスは、校区在住の児童優先になりますので、校区外の児童は進級できる保証がありません。校区外の児童が3歳クラス以降も在園を希望する場合は、毎年入園申し込みが必要です。
※転居して校区外になった場合も含まれます。

【4歳クラスから5歳クラスへ進級する場合の4月入園選考】

- ・4歳クラスから5歳クラスへ進級する場合の新年度4月入園選考は、まず在園児の選考を行った後に、新規申込児童および転園申込児童の選考を行います。

